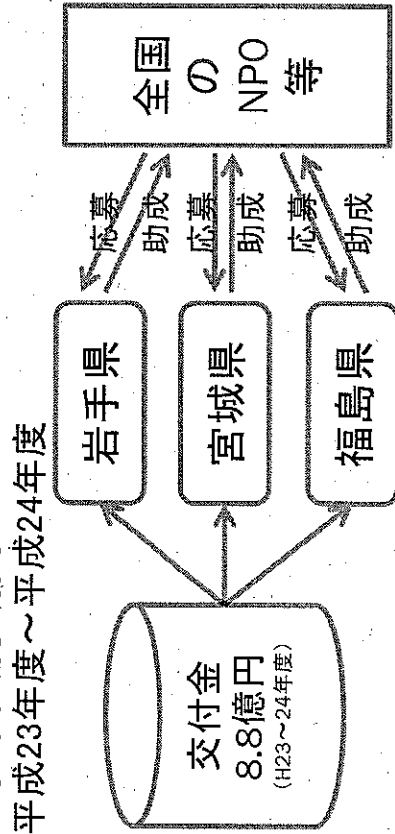


新しい公共支援事業における平成23年度補正予算(8.8億円)の概要

東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどの取り組みを支援するため、新しい公共支援事業交付金の岩手・宮城・福島県への基金の積み増しを行う。

補正予算の内容

- 1) 8.8億円を岩手県・宮城県・福島県に配分
- 2) 事業実施期間
平成23年度～平成24年度



※全国のNPO等が助成対象

- 想定される事業のパターン
- ① 岩手県・宮城県・福島県のNPO等が、自県の被災地の復興を支援
 - ② 全国(上記3県以外)のNPO等が、3県の被災地において復興を支援(可能な限り地元NPO等と連携)
 - ③ 全国(3県以外)のNPO等が、各地に避難している避難者を支援(各都道府県の協力を得て対応)

【※主に新しい公共の場づくりのためのモデル事業
における震災対応案件を想定】

被災地における支援(事業例)

- 1) 活動支援拠点の構築
 - ・ボランティア調整、まちづくりのための合意形成(熟議のプロセス)、情報の一元化・発信 等
- 2) 被災者支援活動
 - ・仮設住宅でのコミュニティ形成支援、交通弱者対策(カーシェアリング)、生活支援(買い物代行) 等
- 3) 地域復興のための支援活動
 - ・まちづくり(防災対策・生活環境整備)、地域活力再生(地場産業再生)、伝統文化振興 等

被災地以外における支援(事業例)

- 1) 被災地からの避難者支援
 - ・避難者に対する生活サポート等

スケジュール

平成23年11月21日	第3次補正予算成立
平成23年12月5日	ガイドライン改定(震災対応事業等)
平成23年12月～ 平成24年1月	3県で事業募集開始予定 (福島県H23.12.27、岩手県H24.1.13)
平成24年3月まで	3県で事業採択予定

新しい公共支援事業ガイドラインの主な変更点（平成 23 年 12 月 5 日改訂）

1. 東日本大震災を踏まえた改訂

○新しい公共の場づくりのためのモデル事業

(1) 県域を越えた岩手県、宮城県、福島県への応募

- ・全国の NPO 等が、県域を越えて岩手県、宮城県、福島県等他県の事業に応募することを可能とする。(7-5-2 ア)

(2) 震災対応案件における応募

①要件緩和

- ・NPO 等が、震災対応案件で 3 県に応募する場合には、都道府県・市区町村などの行政と連名や協議体によらないで応募することができる。この場合、応募内容等についての推薦状を提出すること、多様な担い手によるモデル事業を推進する会議等に行政が参画することとする。(7-5-2 ア a)

②地元 NPO 等との協力

- ・NPO 等が行政と連名や協議体によらないで応募する場合には、事業実施県に事務所を置く NPO 等と連携する等により応募する。(7-5-2 ア b)

③各都道府県の協力

- ・各都道府県は、NPO 等に対して県域を越えた応募のための支援（必要な情報提供、応募内容についての指導・助言等）を行う。(7-5-2 ア c)

(3) 事業額の制限の緩和

- ・岩手県、宮城県及び福島県の震災対応案件については、各県の判断で事業額を柔軟に変更。(7-5-5)
- ・内容が異なれば、同一の NPO 等が複数の事業に応募できる。(7-5-5)

2. その他の改訂

○特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な施行

- ・特定非営利活動促進法の改正により、平成 24 年 4 月から都道府県・指定都市が新たに事務を担うことから、都道府県等が行う NPO 等への個別指導、講習会の開催など、新認定制度の普及等の活動について対象として明示。(7-1-1)

『新しい公共支援事業』

新しい公共の場づくりのための モデル事業のご案内

～ 東日本大震災で被災した方々の支援にも活用できます ～

新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業では、地域の諸課題解決に向けた取り組みや、東日本大震災で被災した方々を支援する取り組みに対して、以下の通り資金を助成します。

また、震災対応事業については、平成 23 年度第 3 次補正予算等を受けて、制度の見直しを行いました。

<資金助成の対象となる団体等>

特定非営利活動法人 (NPO)、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織 (以上を「NPO 等」といいます) が資金助成の対象となります。また、NPO 等と都道府県・市区町村等から構成される協議体も資金助成の対象となります。

<本事業の仕組み>

- ・ NPO 等と都道府県や市区町村が連名で (または NPO 等と都道府県・市区町村等から構成される協議体が)、本事業に申請することができます。※震災対応事業では要件の緩和を行っています。下記<応募について>を参照してください。
- ・ 申請は都道府県に行い、運営委員会の審査により選定されます。
- ・ 選定された案件については、申請者に対して資金が助成されます。

<資金助成の対象となる支援活動>

NPO 等、行政、関係者の協働により行う継続的な活動であり、他の地域のモデルとなるような先進的な取り組みとします。地域における課題解決を図ることを目的として、適切に事業を企画することで、例えば、以下のような取り組みが可能となります。

- ・ 地域活性化、自然環境保護・再生、高齢者生活支援、震災対応など

また、岩手県、宮城県、福島県 (以下 3 県という) が募集する震災対応事業では、例えば以下のような取組が対象となります。

- 被災地における支援
 - ・ 活動支援拠点の構築 など
 - ・ 被災者支援活動 (仮設住宅でのコミュニティ形成支援、生活支援など)
 - ・ 地域復興のための支援活動 (まちづくりのための合意形成、地域活力再生、伝統文化振興など)
- 被災地以外における支援など
 - ・ 被災地からの避難者支援 (避難者に対する生活サポートなど)

<資金助成額>

1 申請案件当たり概ね100万円～1000万円となります。ただし、都道府県によって運用が異なる場合がありますので、詳細は、都道府県にお尋ねください。

<対象経費>

事業の目的達成に必要なものであれば、幅広い経費が対象となります。例えば、NPO等の職員の人件費、施設の整備・改修等も対象となります。

<応募について>

モデル事業の応募は以下のいずれかの形で可能です。

- ① NPO等と都道府県や市区町村が連名して応募
- ② NPO等と都道府県・市区町村等から構成される協議体を設置するなど、行政と連携して応募
- ③ 都道府県・市区町村との連名、または協議体の設置を行わずに応募（3県への震災対応事業の応募のみ）

この場合、都道府県・市区町村の推薦状を提出する必要があります。また、申請するモデル事業を推進する会議等を設置し、都道府県または市区町村の参加を得る必要があります。また、可能な限り、複数のNPO等で連携して応募することが望まれます。

3県以外に事務所を置くNPO等が3県に震災対応事業に応募する際には、①または②により応募するか、または、③により応募する場合は事業実施県に事務所を置く地元のNPO等と連携する等してください。

上記の内容は、「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」に基づく本事業の基本的考え方であり、詳細は都道府県ごとに異なる場合がありますので、応募の際には各都道府県の応募方法等の確認が必要です。

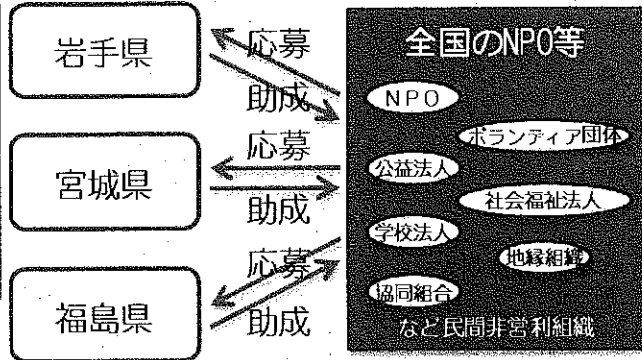
<問い合わせ先等>

新しい公共支援事業の応募等についてのご相談は、各都道府県担当窓口または内閣府で対応いたしますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

- ・ 内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当)付 03-3581-0511
(<http://www5.cao.go.jp/npc/unei/jigyou.html>) または
- ・ 各都道府県の担当窓口（巻末参照）

震災対応事業の応募について

震災対応事業では、全国のNPO等が東日本大震災で被災した方々を支援する取り組みに対して、資金を助成します。このような県域を越えた取り組みを通じて、NPO等の全国的な支援ネットワークの構築等を促進し、東日本大震災からの復興に寄与します。

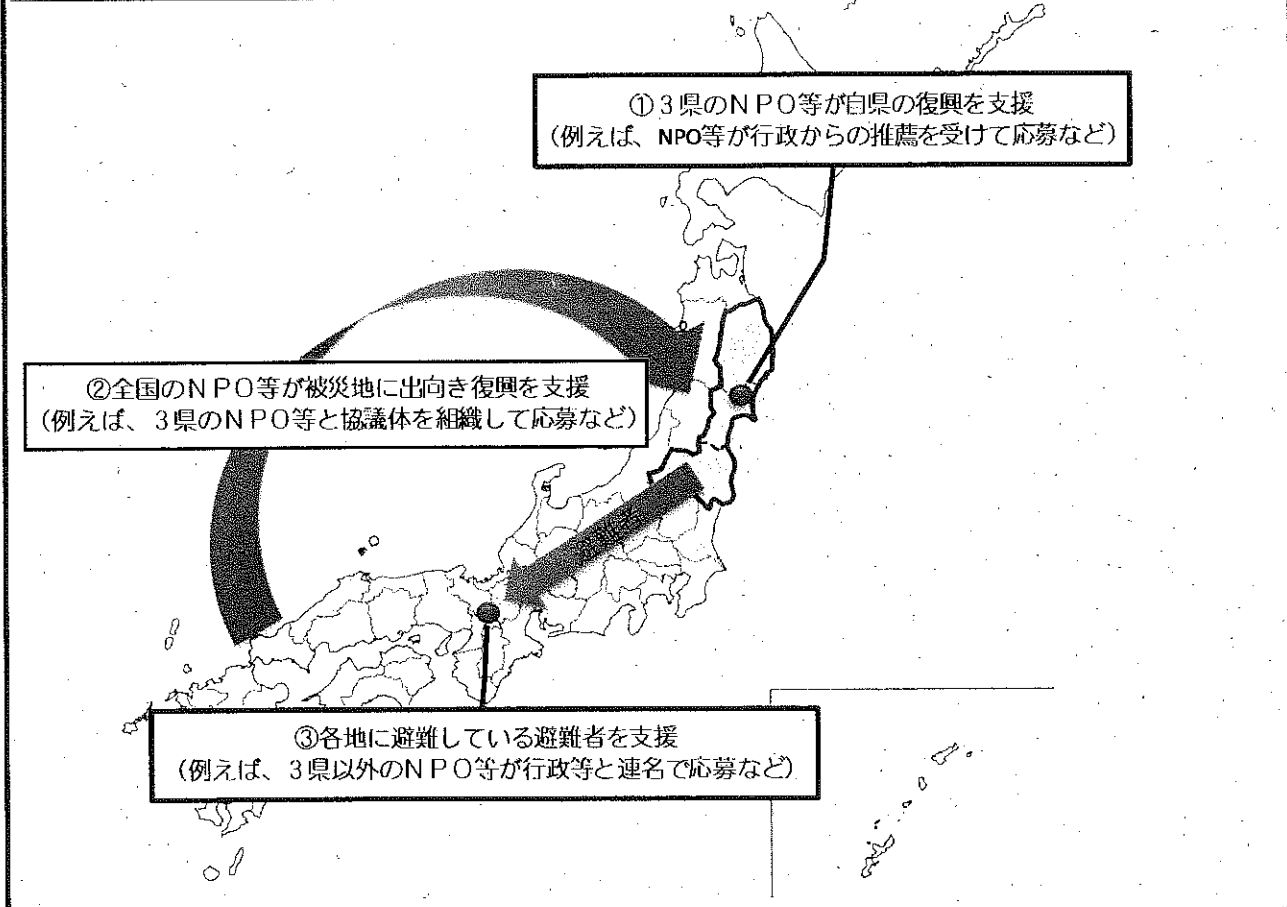


〈想定される支援の形態〉

- ① 岩手県、宮城県、福島県のNPO等が、自県の被災地の復興を支援
- ② 全国（上記3県以外）のNPO等が、3県の被災地において復興を支援
- ③ 全国（3県以外）のNPO等が、各地に避難している3県の避難者を支援 など

※事業内容が3県にまたがるような広域的な取組も可能です。

3県へ応募する震災対応事業のイメージ（例）：



具体的な震災対応事業の事例：

- ・温泉買い物バスの運行による仮設住宅や自宅への引きこもり防止と生活環境改善事業（岩手県）
- ・仮設住宅団地コミュニティ形成サポート事業（宮城県）
- ・福島子どもの外遊び支援事業（福島県）
- ・大阪府東日本大震災被災地ボランティア等支援事業（大阪府）